

特定健康診査を 受けましょう



1年に1回、毎年受けて生活習慣病を予防しましょう

実施期間 9月30日(月)まで実施中

費用 無料

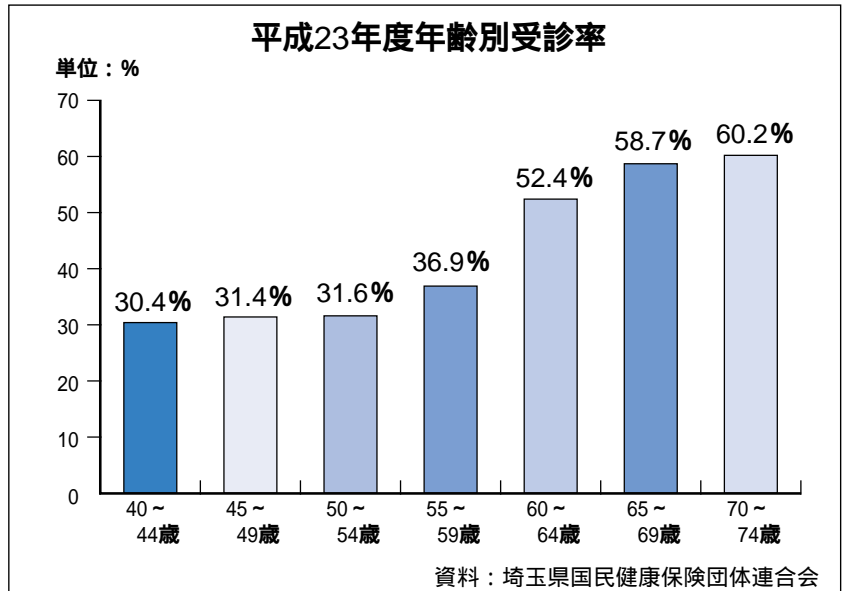
申込方法 下記医療機関に直接お申込みください。

伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。

☎ 保険医療課国民健康保険係内 2171

伊奈町の平成23年度特定健診受診率は50.7%（市町村平均33.1%）で県内1位となっていますが、働きざかりの40～50代の受診率が低くなっています。いざ病気になると、通院・入院等に多くの時間やお金がかかることがありますので、仕事などで忙しいとは思いますが、ご自分や家族のためにも、病気を予防し健康で過ごせるよう、年に1回受診の時間をつくりましょう。

例年9月はどの医療機関も大変混み合い予約できない状況になりますので、早めに受診してください。



特定健診で生活習慣をチェック

生活習慣が命に関わる病気につながる場合があります。「特定健診」をきっかけにご自身の生活習慣を見直しましょう。また、特定健診の結果により、特定保健指導も受けることができますのでこの機会に受診しましょう。

実施医療機関一覧

| 医療機関名 | 電話番号 | 医療機関名 | 電話番号 |
|---------|------------|-----------|------------|
| 石くぼ医院 | 872 - 6121 | 尾崎内科クリニック | 720 - 1701 |
| 伊奈病院 | 721 - 3692 | 金崎内科医院 | 728 - 8550 |
| 伊奈中央病院 | 721 - 3022 | 木村クリニック | 723 - 8884 |
| 今成医院 | 723 - 8280 | 希望(のぞみ)病院 | 723 - 0855 |
| 内田クリニック | 728 - 9296 | 世沢整形外科 | 723 - 9191 |

受診時間は、各医療機関の診療時間内となります。

チャイルドシート・シートベルト着用促進運動

8月1日(木)～31日(土)

○チャイルドシートは、6歳未満の幼児を自動車に乗車させる際、着用が義務付けられています。

交通事故や急ブレーキ、急ハンドルの衝撃から身を守るため、幼児の体格に合ったものを選び、必ず着用しましょう。

○シートベルトは交通事故や急ブレーキ、急ハンドルの衝撃から身を守るための安全装置です。自動車に乗車する際は、後部座席でも必ず着用しましょう。

また、自動車の運転手は同乗者全員が装着したことを確認してから、運転しましょう。



9月1日からメール・ファックスでの 119番の受信を開始します

消防本部・署 ☎ 7 2 2 - 8 1 1 1
FAX 7 2 2 - 8 1 3 2

「メール119番」の概要

聴覚障害者等の方のうち、メールアドレスを登録された方を対象として携帯電話からメールにより、上尾市・伊奈町消防指令センターに火災や救急などの緊急通報ができるようになります。

対象 町内在住・在勤または通学している聴覚、音声・言語またはそしゃく機能に障害を有する方
利用手続き 利用案内書、申請書等の配布・受付は、伊奈町消防本部消防課、消防署で行っています。

「ファックス119番」の概要

音声による119番通報が困難な場合に利用できる通報システムです。通報者はファックスで119番するだけで通報内容を伝えることができます。ファックス

用紙は、伊奈町消防本部のホームページからダウンロードできます。消防署でも配布しています。

ファックス119番通報用紙が手元にない場合でも、事務用紙などでもファックス通報は可能です。ただし次のことを必ず記載してから送信してください。

もしものときのため用紙に記入しておきましょう。

火災

- ・消防車の向かう場所（住所）
- ・内容（何が燃えているのかなど）
- ・通報者の氏名、ファックス番号

救急

- ・救急車が向かう場所（住所）
- ・救急車を必要とする方の年齢・性別
- ・通報者の氏名、ファックス番号

住宅防火アンケート調査結果

この調査は平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、住宅用火災警報器の設置状況を把握して、今後の住宅防火対策に活かすために実施したもので、今回で4回目となります。

調査対象1,000人の方のうち396人の方から回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

調査結果はつぎのとおりです。

調査期間 平成25年5月7日～5月20日

調査対象 住民基本台帳から無作為抽出で

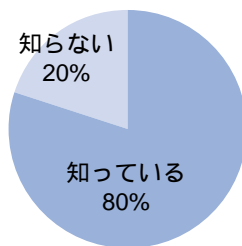
選定した町内在住1,000人（世帯）



問1

平成20年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますがご存じですか？

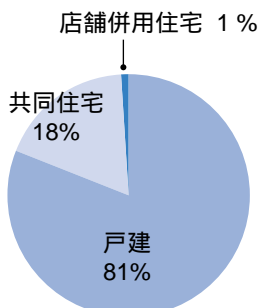
- 1 知っている 317人
- 2 知らない 79人



問2

お住まいはどのような建物ですか？

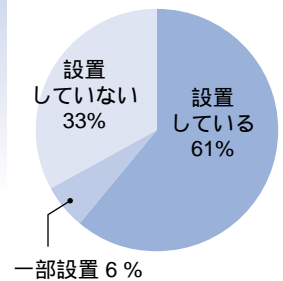
- 1 戸建 323人
- 2 共同住宅(マンション・アパート・寮など) 72人
- 3 店舗併用住宅 1人



問3

義務となる場所(寝室・階段(2階以上の階に寝室がある場合)に住宅用火災警報器または自動火災報知設備を設置していますか？

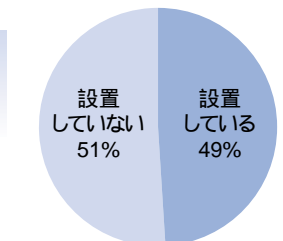
- 1 設置している 241人
- 2 一部に設置している 25人
- 3 設置していない 130人



問4

消火器を設置していますか？

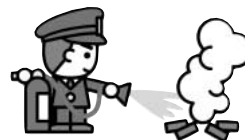
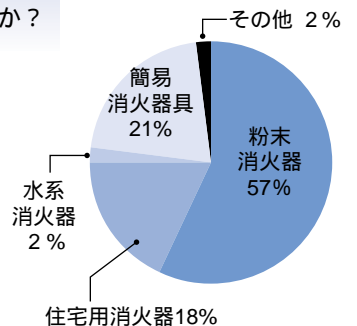
- 1 設置している 194人
- 2 設置していない 202人



問5

設置されている消火器はどのようなものですか？

- 1 粉末消火器 111人
- 2 住宅用消火器 35人
- 3 水系消火器 4人
- 4 簡易消火器具 41人
- 5 その他 3人



これらの結果を踏まえ、引き続き住宅防火の推進と住宅用火災警報器の設置促進に取り組んでいきたいと考えています。消防本部では設置に関する相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

消防本部 ☎ 7 2 2 - 8 1 1 1